

平成9年10月17日  
条例第35号

平成9年12月26日  
規則第113号

第3章 事業所等における公害の防止

第2節 水質の汚濁

（水質の汚濁の防止に関する規制基準）

第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- （1） 排水指定物質のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごとの許容限度
- （2） 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

第12章 環境保全に係る知事の措置等

第3節 環境汚染発生時等の措置

（環境汚染を確認した場合の知事の措置）

第113条の3 知事は、規則で定める物質により規則で定める基準値を超えるおそれがあり、かつ、人の健康を損ない又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすことにより環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認める汚染（以下この節において「環境汚染」という。）を確認した場合は、速やかに環境汚染の原因の調査を行うとともに、当該環境汚染に係る土地の所有者又は管理者その他環境汚染の原因者に対し、当該環境汚染の拡大、増大又は継続の防止のために必要な指導をするものとする。

（知事の調査への協力）

第113条の4 知事は、環境汚染があると認める場合には、その原因を調査するために必要な最少限度の規模に限り、他人の所有し、又は管理

第3章 事業所等における公害の防止

第2節 水質の汚濁

（水質の汚濁の防止に関する規制基準等）

第33条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第9及び別表第10のとおりとする。

第10章 環境保全に係る知事の措置等

（環境汚染に係る物質の指定）

第93条の2 条例第113条の3に規定する規則で定める物質（以下「環境汚染原因物質」という。）は、別表第17の1の（1）の表の左欄、（2）の表の左欄及び（3）の表の左欄並びに別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質とする。

2 条例第113条の3に規定する規則で定める基準値は、別表第17の1の（1）の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の（2）の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の（3）の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質にあっては、媒体の欄に掲げる媒体ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により測定された同表の基準値の欄に掲げる値とする。

する土地において、大気、水質、土壌等の調査を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し協力を求めることができる。

（土地の所有者等による調査）

第113条の5 知事は、環境汚染の原因の調査に必要な限度において、周囲の土地利用等の状況及び地下水の汚染状況等を勘案し、環境汚染の原因である可能性があると認められる土地の所有者又は管理者その他規則で定める者に対し、当該環境汚染の原因である可能性があると認められる土地又は施設に関して、当該環境汚染の原因物質の調査その他の環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導することができる。

2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を知事に報告するように努めるものとする。

（環境汚染の改善に係る指導等）

第113条の6 環境汚染の原因であることが認められた土地（以下「環境汚染原因地」という。）において事業を行っている者（当該環境汚染原因地において事業を行っている者が当該環境汚染の原因者でないと認められる場合にあっては、規則で定める者。以下この条において「環境汚染原因者」という。）は、環境汚染を改善するための計画（以下「環境汚染対策計画」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による環境汚染対策計画を作成した者は、環境汚染対策計画を誠実に実施し、環境汚染対策計画が完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。

3 知事は、環境汚染対策計画の作成及び実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。

4 知事は、環境保全上重大な支障が生じるおそれがあるものとして規則で定める場合であつて、環境汚染原因者を確知できないとき又は環境汚染原因者の所在を確知できないときは、前3項の規定にかかわらず、当該環境汚染原因地の所有者又は管理者に対し、環境汚染対策計画

第93条の3 （略）

第93条の4 （略）

を作成し、当該環境汚染対策計画を誠実に実施するよう指導及び助言を行うものとする。

- 5 知事は、第1項に規定する者が環境汚染対策計画を作成していないと認める場合又は環境汚染対策計画を誠実に実施していないと認める場合には、当該環境汚染に係る環境の保全上の支障等を勘案し、期限を定めて、環境汚染対策計画の作成又は環境汚染対策計画の誠実な実施を勧告することができる。

（地下水の水質の浄化に係る命令等）

第113条の7 知事は、環境汚染が地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁であって、前条第5項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、当該勧告に係る環境汚染原因地から地下浸透禁止物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者が地下水の汚濁の原因であることが認められた土地（以下この項において「地下水汚濁原因地」という。）を管理する者と異なる場合においては、当該地下水汚濁原因地の管理者は、前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（地下水の水質の浄化に係る命令）

第93条の5 条例第113条の7第1項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量について、別表第18の左欄に掲げる地下浸透禁止物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚濁原因地における地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。

- (1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第2号から第4号までに掲げるものを除く。）井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設により取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に規定する神奈川県地域防災計画又は市町村の防災に係る計画に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口そ

の他の地下水の取水口

- (4) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示第59号」という。）（地下浸透禁止物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

- 2 浄化基準及び削減目標は、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号。以下「環境庁告示第55号」という。）により測定した場合における測定値によるものとする。

別表第9（第33条、第37条関係）

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 mg/l)

物質の種類	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
カドミウム及びその化合物		—	検出されないこと。	検出されないこと。	カドミウムとして 0.03	カドミウムとして 0.03	カドミウムとして 0.03
シアン化合物		—	シアンとして 0.5	—	シアンとして 0.5	シアンとして 1	シアンとして 1
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)		—	検出されないこと。	検出されないこと。	0.2	0.2	0.2
鉛及びその化合物		—	鉛として 0.05	鉛として 0.05	鉛として 0.1	鉛として 0.1	鉛として 0.1
六価クロム化合物		—	六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 0.5	六価クロムとして 0.5	六価クロムとして 0.5
砒(ひ)素及びその化合物		—	砒(ひ)素として 0.01	砒(ひ)素として 0.01	砒(ひ)素として 0.1	砒(ひ)素として 0.1	砒(ひ)素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		—	水銀として 0.005	水銀として 0.005	水銀として 0.005	水銀として 0.005	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物		—	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		—	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン		—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン		—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン		—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素		—	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン		—	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン		—	1	1	1	1	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン		—	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン		—	3	3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン		—	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

1, 3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	—	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	—	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	—	セレンとして 0.1	セレンとして 0.1	セレンとして 0.1	セレンとして 0.1	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	—	ほう素として 10	ほう素として 10	ほう素として 10	乙水域に排出されるものにおいて、ほう素として 10 海域に排出されるものにおいては、ほう素として 230	乙水域に排出されるものにおいて、ほう素として 10 海域に排出されるものにおいては、ほう素として 230
ふっ素及びその化合物	—	ふっ素として 0.8	ふっ素として 0.8	ふっ素として 8	乙水域に排出されるものにおいて、ふっ素として 8 海域に排出されるものにおいては、ふっ素として 15	乙水域に排出されるものにおいて、ふっ素として 8 海域に排出されるものにおいては、ふっ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。）	—	アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生	アンモニア性窒素に 0.4を	アンモニア性窒素に 0.4を乗じ	アンモニア性窒素に 0.4を乗じ	アンモニア性窒素に 0.4を	アンモニア性窒素に 0.4を	アンモニア性窒素に 0.4を

活に起因する下水、家畜排泄物又は肥料の施用に係るものに限る。)	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
1, 4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
フェノール類	フェノールとして 0.005	フェノールとして 0.005	フェノールとして 0.005	フェノールとして 0.05	フェノールとして 0.5	フェノールとして 0.5
銅及びその化合物	銅として 1	銅として 1	銅として 1	銅として 1	銅として 1	銅として 3
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1	亜鉛として 1	亜鉛として 1	亜鉛として 1	亜鉛として 1	亜鉛として 3
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	鉄として 0.3	鉄として 0.3	鉄として 0.3	鉄として 1	鉄として 3	鉄として 10
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	マンガンとして 0.3	マンガンとして 0.3	マンガンとして 0.3	マンガンとして 1	マンガンとして 1	マンガンとして 1
クロム及びその化合物	—	クロムとして 0.1	クロムとして 0.1	クロムとして 1	クロムとして 2	クロムとして 2
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 0.3	ニッケルとして 0.3	ニッケルとして 0.3	ニッケルとして 1	ニッケルとして 1	ニッケルとして 1

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
- 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
- 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
- 4 「新設」とは、昭和46年9月11日（別表第10の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所（昭和46年9月11日（別表第10の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 5 「検出されないこと」とは、備考12に定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、次の各号に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める値を下回ることをいう。
- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム
- (2) 有機<sup>りん</sup>化合物 1リットルにつき0.1ミリグラム
- (3) アルキル水銀化合物 1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム
- 6 「—」とは、第36条第1項に規定する事業者に係る同条第3項に規定する物質を含む排水については、排出が禁止されていることを示す。
- なお、第36条第1項に規定する事業者以外の事業者に係る同条第3項に規定する物質を含む排水については、甲水域に係る数値のうち新設以外の場合の数値を適用する。
- 7 6の規定にかかわらず、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に排水を排出することができない地域において温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。11において同じ。）を利用する第36条第1項に規定する事業者に係るほう素及びその化合物を含む排水については、甲水域に係る数値のうち新設以外の場合の数

値を適用する。

- 8 新設の事業所のうち平成7年2月1日前に設置されているもの（同日前から建設工事中のものを含む。）から甲水域のうち水質保全湖沼以外の水域に排出される排水に係るこの表の適用については、鉛及びその化合物の項中「0.05」とあるのは「0.1」とし、砒（ひ）素及びその化合物の項中「0.01」とあるのは「0.05」とする。
- 9 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 10 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 11 砒（ひ）素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 12 排水の測定の方法は、ニッケル及びその化合物にあつては規格K0102の59に定める方法に、その他の排水指定物質にあつては環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に規定する方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、それぞれ次に定める項目に係る排出水の検定方法による。
  - (1) フェノール類 フェノール類含有量
  - (2) 銅及びその化合物 銅含有量
  - (3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量
  - (4) 鉄及びその化合物 溶解性鉄含有量
  - (5) マンガン及びその化合物 溶解性マンガン含有量
  - (6) クロム及びその化合物 クロム含有量
- 13 新設の事業所以外の事業所（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則第2条第1項（同条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける特定事業場を除く。）に限る。）から乙水域及び海域に排出される排水に係るこの表の適用については、亜鉛及びその化合物の項中「3」とあるのは「2」とする。

別表第10（第33条、第37条関係）

公共用水域に排出される排水の規制基準（2）

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

- 1 （略）
- 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度

項目	区分		甲水域				乙水域及び海域	
			水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
水素イオン濃度 （水素指数）	5.8以上 8.6以下							
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）（単位 mg/ℓ）	3	3	3	5	5	5	5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）（単位 mg/ℓ）	3	3	3	5	5	10	10	

大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	1,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。					
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。					

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
- 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
- 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
- 4 「新設」とは、昭和46年9月11日(1の(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)以後に設置した事業所(昭和46年9月11日(1の(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)前から建設工事中のものを除く。)をいう。
- 5 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 6 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 7 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 8 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) (2)及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第64号に規定する方法
- (2) 外観 規格K0102の8に定める方法
- (3) 臭気 規格K0102の10.2に定める方法

別表第17(第93条の2関係)  
環境汚染の原因物質及び基準値

1 媒体別分類

- (1) 大気(略)
- (2) 水質

物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/l以下	環境庁告示第59号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	同
鉛	0.01mg/l以下	同
六価クロム	0.05mg/l以下	同
砒素	0.01mg/l以下	同
総水銀	0.0005mg/l以下	同
アルキル水銀	検出されないこと。	同
PCB	検出されないこと。	同
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	同
四塩化炭素	0.002mg/l以下	同
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	同
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	同
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	同
1, 1, 1-トリクロロ	1 mg/l以下	同

ロエタン		
1, 1, 2-トリクロ ロエタン	0.006mg/l以下	同
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	同
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	同
1, 3-ジクロロプロ ペン	0.002mg/l以下	同
チウラム	0.006mg/l以下	同
シマジン	0.003mg/l以下	同
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	同
ベンゼン	0.01mg/l以下	同
セレン	0.01mg/l以下	同
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	10mg/l以下	同
ふっ素	0.8 mg/l以下	同
ほう素	1 mg/l以下	同
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	同
クロロホルム	0.06mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1, 2-ジ クロロエチレン	0.04mg/l以下	同
1, 2-ジクロロプロ パン	0.06mg/l以下	同
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l以下	同
イソキサチオン	0.008mg/l以下	試料中に含まれるイソキサチオンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
ダイアジノン	0.005mg/l以下	試料中に含まれるダイアジノンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
フェニトロチオン	0.003mg/l以下	試料中に含まれるフェニトロチオンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
イソプロチオラン	0.04mg/l以下	試料中に含まれるイソプロチオランを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
オキシ銅	0.04mg/l以下	試料中に含まれるオキシ銅を有機溶媒又は固相カラムで抽出し、紫外吸光検出器付き高速液体クロマトグラフにより測定する方法
クロタロニル	0.05mg/l以下	試料中に含まれるクロタロニルを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるプロピザミドを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
E P N	0.006mg/ℓ以下	試料中に含まれるE P Nを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
ジクロロボス	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるジクロロボスを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
フェノブカルブ	0.03mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノブカルブを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
イプロベンホス	0.008 mg/ℓ以下	試料中に含まれるイプロベンホスを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは炎光光度検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
トルエン	0.6mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/ℓ以下	同
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下	試料中に含まれるフタル酸ジエチルヘキシルを有機溶媒に抽出し、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
モリブデン	0.07mg/ℓ以下	規格K0102の68.2に定める方法、酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計又は電気加熱原子吸光光度計により測定する方法
アンチモン	0.02mg/ℓ以下	前処理した試料を水素化物発生装置付き誘導結合プラズマ発光分光分析計、水素化物発生装置付き原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	試料中から揮発させたクロロエチレンをトラップ管で凝縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下	試料中から揮発させたエピクロロヒドリンをトラップ管で凝縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
全マンガン	0.2mg/ℓ以下	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002mg/ℓ以下	試料中に含まれるウランを固相カラムで抽出し、誘導結合プラズマ発光分光分析計により測定する方法又は酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法
全垂鉛	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値	環境庁告示第59号に定める方法

	A水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.01 mg/ℓ以下 D水域（海域） 0.02 mg/ℓ以下	
ノニルフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.001mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.002mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.0007mg/ℓ以下 D水域（海域） 0.001 mg/ℓ以下	同
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.05mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.006 mg/ℓ以下 D水域（海域） 0.01 mg/ℓ以下	同
フェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.05mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.08mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.2 mg/ℓ以下 D水域（海域） 2 mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノールを有機溶媒に抽出し、必要に応じて誘導体化して、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
ホルムアルデヒド	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 1 mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 1 mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.03mg/ℓ以下 D水域（海域） 0.3 mg/ℓ以下	試料中に含まれるホルムアルデヒドを誘導体化して有機溶媒に抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

アニリン	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.02mg/l以下 B水域（河川・湖沼） 0.02mg/l以下 C水域（海域） 0.1 mg/l以下 D水域（海域） 0.1 mg/l以下	試料中に含まれるアニリンを固相カラムで抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
2, 4-ジクロロフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.03mg/l以下 B水域（河川・湖沼） 0.03mg/l以下 C水域（海域） 0.01 mg/l以下 D水域（海域） 0.02 mg/l以下	試料中に含まれる2, 4-ジクロロフェノールを固相カラムで抽出し、誘導体化して、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
4-オクチルフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.001mg/l以下 B水域（河川・湖沼） 0.004mg/l以下 C水域（海域） 0.0004mg/l以下 D水域（海域） 0.0009mg/l以下	試料中に含まれる4-オクチルフェノールを固相カラムで抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
有機スズ化合物（トリブチルスズ・トリフェニルスズ）	0.01 μg/l以下	試料中に含まれる有機スズ化合物を有機溶媒に抽出し、誘導体化して、炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

### (3) 地下水

物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/l以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「環境庁告示第10号」という。）に定める方法
全シアン	検出されないこと。	同
有機 <sup>リン</sup> 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	環境庁告示第55号に定める方法
鉛	0.01mg/l以下	環境庁告示第10号に定める方法
六価クロム	0.05mg/l以下	同
砒 <sup>ヒ</sup> 素	0.01mg/l以下	同
総水銀	0.0005mg/l以下	同
アルキル水銀	検出されないこと。	同

PCB	検出されないこと。	同
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	同
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	同
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	同
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	同
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	同
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	同
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	同
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	同
チウラム	0.006mg/ℓ以下	同
シマジン	0.003mg/ℓ以下	同
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	同
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	同
セレン	0.01mg/ℓ以下	同
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	同
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	同
ほう素	1 mg/ℓ以下	同
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	同
1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	同

2 物質別分類

物質	媒体	基準値	測定方法
ダイオキシン類	大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	環境庁告示第68号に定める方法
	水質（地下水を含む。）	1 pg-TEQ/ℓ以下	同
	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	同
	土壌	1,000pg-TEQ/g以下	同

別表第18（第93条の5関係）

地下水の水質の浄化基準

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	1リットルにつき砒（ひ）素0.01ミリグラム

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

備考 「検出されないこと。」とは、環境庁告示第55号に定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。